

業界のタイムリーな情報をお手元に

# ビルメン FUKUOKA

10 Issue ● 370



2023年度(第29回)都市ビル環境の日  
第16回「子ども絵画コンクール」優秀賞

『おそうじの木』

藤田恵理子さん

(リンデンホール小学校2年)の作品

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号 TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>



表紙の写真

旧松崎旅籠油屋 福岡県小郡市松崎786番地1

Photographer: たかちゃん

油屋は薩摩街道の宿場町である松崎に建てられた江戸時代の旅籠(旅館)です。昭和初期まで旅籠として使用されましたが、その後は芝居小屋、食堂などいろいろな使われ方がされました。松崎宿を訪れた人々には、島津斉彬、篤姫、乃木希典、有栖川熾仁親王、高山彦九郎等がいます。

# 2024

ビルメン FUKUOKA ①

# 令和6年度 労働安全衛生大会開催



▲開会にあたって挨拶をする  
倉重会長

令和6年度の労働安全衛生大会が8月28日(水)、福岡県自治会館において会員企業69社(100名)、その他7社(8名)、総数76社(108名)が参加して開催されました。

大会は立川副委員長の司会で進行し、渡辺副会長の開会宣言、倉重会長挨拶の後、福岡労働

局長祝辞を福岡労働局労働基準部安全

課の大野正夫課長が代読され、引き続き同課の岩坪健吉産業安全専門官より『ビルメンテナンスの労働災害防止について』と題して第14次労働災害防止計画や県内の災害発生状況、ビルメンテナンス業における労働災害の特徴や問題点、災害事例や労働災害防止対策など様々なお話をいただきました。

また、博多警察署の高尾佳嗣警部補より『交通事故防止について』と題する基調講演も行われ、近年の交通事故発生状況や車運転時に気を付けるポイント、自転車の交通ルールや飲酒運転をする車を見つけた際の通報要領、最後には交通事故を起こしてしまった際の措置についてもお話いただきました。

令和6年度安全標語の表彰式も行われました。応募総数231作品の中から(株)九州総合管理 四井寛之さんの作品『時間のゆとりと心のゆとり 誰でも持てる二刀流』が最優秀賞に選ばれ、その他の入選者にも倉重会長から賞状と記念品が手渡されました。また、令和5年度無災害事業所表彰も行われ、無災害報告を毎月遅滞なく提出された会員事業所へ表彰状などが授与されました。

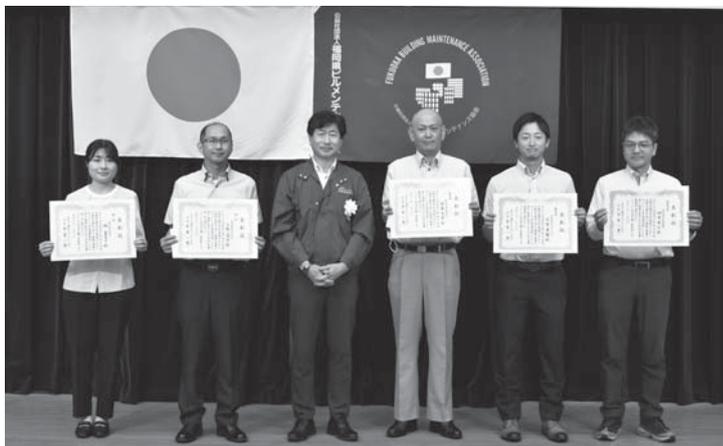
最後は内田委員による安全宣言を参加者全員で復唱。労働災害撲滅に向け決意を新たに、待鳥労働福祉副委員長の閉会の辞をもって多くの方が参加した労働安全衛生大会は無事幕を閉じました。



▲福岡労働局労働基準部安全課の  
岩坪健吉産業安全専門官



▲基調講演を行う博多警察署の高尾佳嗣警部補



▲令和6年度安全標語で受賞された方々



▲令和5年度無災害事業所表彰を受けられた方々

令和6年9月5日

【照会先】労働基準部 賃金室

室長 渡辺 義幸 室長補佐 井上 宏子

(代表)092-411-4578 (直通)092-411-4551

## 「福岡県最低賃金」の1時間992円への引き上げ決定 —効力発生日は、令和6年10月5日—

福岡労働局長（小野寺 徳子）は、令和6年8月27日、福岡県最低賃金を1時間992円とする決定を行いました。

9月5日、官報公示が行われ、効力発生日は、10月5日となります。

■福岡県最低賃金は、福岡県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、性、国籍および年齢の区別なく適用されます。

■福岡県最低賃金の改正の推移は以下の表のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	842円	870円	900円	941円	992円
引き上げ額	1円	28円	30円	41円	51円
引き上げ率	0.12%	3.33%	3.45%	4.56%	5.42%

（引き上げ率は、小数点第三位を四捨五入）



### 最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

<b>①業務改善助成金</b> 問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター☎0120-366-440(平日 8:30~17:15) または都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	業務改善助成金	
事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。		
<b>②キャリアアップ助成金</b> 問い合わせ先：都道府県労働局またはハローワーク	キャリアアップ助成金	
有期雇用労働者、短期間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引き上げ等の処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働・同一賃金に取り組む際や、いわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。		
<b>③中小企業向け賃上げ促進税制</b> 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター	賃上げ促進税制	
青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引き上げを行った場合、その増額額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。		
<b>④企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)</b> 問い合わせ先：日本政策金融公庫☎0120-154-505	働き方改革推進支援資金	
事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。		

## 外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？

### 人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

#### 趣 旨

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

雇用保険被保険者となる外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く）を雇用している事業主が対象です！

#### 支給額

賃金要件(※)を満たした場合	要件(※)を満たしていない場合
支給対象経費の2/3 (上限額 72 万円)	支給対象経費の1/2 (上限額 57 万円)

※ 賃金要件については、厚生労働省HPをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)

**対象となる経費** 以下の経費を「支給対象経費」とします。

- ① 通訳費
- ② 翻訳機器導入費(上限 10 万円)
- ③ 翻訳料
- ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料  
(外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る)
- ⑤ 社内標識類の設置・改修費(多言語の標識類に限る)

#### 具体的な取り組み(就労環境整備措置)

必須メニュー A と B に加え、選択メニューの①～③いずれかを実施する必要があります。

必須メニュー	A 雇用労務責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、全ての外国人労働者と3か月ごとに1回以上の面談（テレビ電話による面談を含む）を行う。
	B 就業規則等の社内規程の多言語化※	就業規則等の社内規程の全てを多言語化し、計画期間中に、雇用する全ての外国人労働者に周知する。
選択メニュー	① 苦情・相談体制の整備	全ての外国人労働者の苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により苦情・相談に応じる。
	② 一時帰国のための休暇制度の整備	全ての外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇を取得させる。
	③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化※	社内マニュアルや標識類等を多言語化し、計画期間中に、それを使用する全ての外国人労働者に周知する。

※ 同一事業主の下で5年以上継続雇用されている外国人労働者については、当該外国人労働者が日本語の表記でも十分に理解でき、本人が多言語化を希望しない場合には、多言語化を不要とすることもできる。ただし、日本語での周知は必要。

## 主な支給要件

▶ 次の「外国人労働者離職率」と「日本人労働者離職率」に係る目標を達成する必要があります。

外国人労働者の離職率	計画期間の終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が10%以下であること。ただし、外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、1年経過後の外国人労働者離職者数が1人以下であること。
日本人労働者の離職率	計画前1年間と比べて、計画期間の終了から1年経過するまでの期間の日本人労働者の離職率が上昇していないこと。

▶ 外国人雇用状況届出(労働施策総合推進法)を適正に届け出ている必要があります。

## 支給までの流れ

### 1. 就労環境整備計画を作成・提出 【計画期間：3か月以上1年以内】

提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局(※)へ提出してください。

### 2. 就労環境整備措置の導入

「具体的な取組(就労環境整備措置)」の選択メニュー①、②は、労働協約または就業規則に明文化することが必要です。

### 3. 就労環境整備措置の実施

2. で導入した就労環境整備措置を計画どおりに実施してください。

(計画期間終了から1年)

### 4. 支給申請

算定期間(計画期間終了後1年)が終了して2か月以内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局(※)へ提出してください。

### 5. 助成金の支給

※ 計画や支給申請書類の提出は、決められた期限内に都道府県労働局等へ提出する必要があります。なお、郵送の場合、計画や申請書類は決められた期限までに到達している必要がありますので、余裕を持ってご提出ください。

## お問い合わせ先

### 都道府県労働局職業安定部職業対策課(助成金センター)

助成金の活用にあたっては、ここに記載していない支給要件や取り扱いがあります。ご不明な点や詳細は、厚生労働省ウェブページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局職業安定部職業対策課(助成金センター)までお問い合わせください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html)

※ 詳細はポータルサイトの検索窓口で検索するか、  
二次元バーコードからアクセスください。

人材確保等支援助成金外国人労働者



# 構え！ビルメン防災隊(16)

地域防災ネットワーク部会長 金子 誠

10月4日『都市ビル環境の日』

## クリーンアップ福岡の清掃活動を“防災運動”に繋げよう！

◎県下各地区における『クリーンアップ福岡』活動の実施、たいへんご苦労さまです。

各地区の清掃活動拠点を《気象庁：防災ハザードマップ》で点検すると、大きな河川沿いの地域では“洪水ハザード赤色”に指定されているところが多くあります～筑後川・遠賀川流域では、まだ治水リスクが減じられていないのが現状です。昨今の都市部における“ゲリラ豪雨”の頻発は、アスファルト道路の冠水による交通マヒを度々生じさせています……排水溝の詰まりにより「内水氾濫」が起これ被害を大きくしていることも指摘されています。

⇒公共地域の沿道排水口を塞ぐごみなどの除去にも留意してもらえば助かります！

【福岡地区】博多川河川歩道～川端商店街の清掃実施

同商店街の排水施設は経年劣化による機能低下が著しく、一旦浸水が始まると広域「内水氾濫」に至る危険性があります。まだ暑中の作業につき、皆さん“ご安全に”！

### 大地震災害の記憶から(9)

#### 太平洋“北と南”の津波との闘い

8月上旬、「南海トラフ巨大地震情報」が全国に発せられ、南海トラフ大地震発生危険想定地域では官民挙げての防災対応に追われたことです……その要諦は津波防御態勢に尽きます。東日本大震災後に訪問した太平洋沿いの北：岩手県田老町と南：高知県黒潮町の実相を報告します。

北の田老町は、三陸海岸で“津波太郎”と呼ばれるほど江戸時代以前より度々大津波に襲われています。町では戦前より強固な防潮堤を築き備えてきましたが、“チリ地震”時には三陸海岸において唯一被害を免れました。しかし、そのことが後にあだとなります……東日本大震災の大津波来襲時には防御力の過信から住民の避難が遅れ、多くの犠牲者を出すこととなります。さらに高い防潮堤の再建は、漁村の営みと住居の暮らしを分断することになると物議になりました。

一方、高知県で開催された全国BM青年部大会に招かれた折、南の黒潮町の青年と出会うことができました。黒潮町は南海トラフ地震発生時に「最も高い津波(33,4m)が押し寄せる町」と報告されました……その報道を知った町の老夫婦は直ぐにホームセンターへ行き、太いロープを買い入れました。自分たちは逃げ切れることは困難であると覚悟し、自分たちの亡骸が行方不明にならないよう家の大黒柱に身を縛る綱でした。それを知った地元青年団は、住民の「避難カルテ」をつくり、誰一人残さず避難介助を遂行する体制を整えます。自治体も「津波避難タワー」を竣工させ、官民一体の救援態勢の“構え”を一貫させました。黒潮町では“砂浜美術館”なるものが催されます……コンクリの防波堤ひとつ無い砂浜に、まるで鯉のぼりのようにたくさんの真っ白のTシャツを並べ潮風に翻させます。それは大自然に抱かれ、確固として生きていく人々の祈りと絆の旗印に見えました。

# 「ビル清掃の魔法」

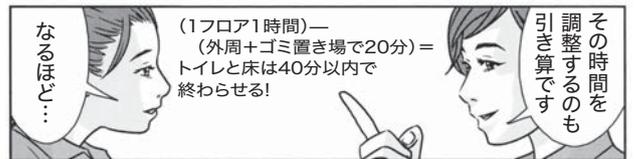
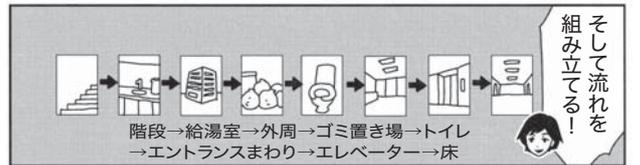
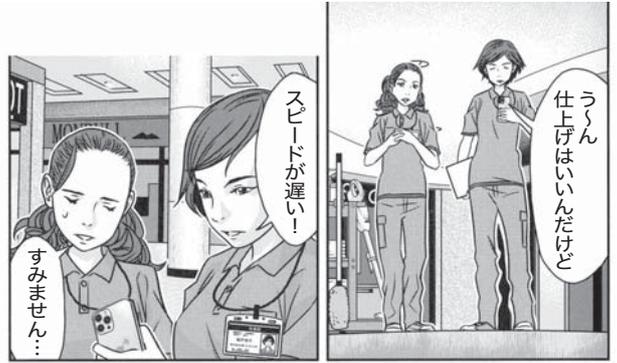
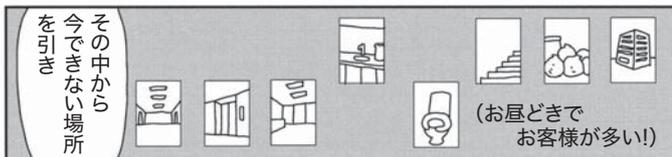
幸福を生み出すクリーンクルーのマジック



編 著：(株)セイビ九州  
マンガ：松本康史

## ▶テーマ/ 「先輩の技を盗め! ①清掃は引き算」

今回は仕事を無駄なく、要領よく進めるためにはどうすればよいかを考えます。しなければならない仕事の流れを、周囲の状況や所要時間を考慮しつつ組み立てます。その際に必要な考え方が、引き算というわけです。清掃作業は、これらの経験を積み重ねることによって、現場の状況に応じた柔軟性が養われます。



▶次回は「先輩の技を盗め! ②お客様第一」を掲載します。

## 青年部新入会員紹介



### 株式会社九州ビルサービス福岡

係長 藤川 達也  
 ■所在地  
 福岡市中央区大手門2丁目1-10  
 TEL 092-781-4321  
 FAX 092-711-7070  
 入会年月 令和6年7月

## 会員に関する各種変更のお知らせ



### 博多湾環境整備株式会社

■変更事項 代表者  
 ■変更日 令和6年8月26日  
 【新】代表取締役社長 石橋 宏典  
 【旧】代表取締役社長 犬丸 謙一

## 講習会のお知らせ

### <新規・再講習> 空調給排水管理従事者研修指導者 講習会

開催日 令和6年11月14日(木)

会場 福岡県自治会館

### <新規・再講習> 清掃作業従事者研修指導者講習会

開催日 令和6年11月28日(木)

会場 福岡県自治会館

## 10月

## 行事予定

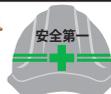
		<b>2024年(第30回)都市ビル環境の日</b> *クリーンアップ福岡 (9:30~11:00) 於:福岡県内主要都市中心部 *シンポジウム (13:30~17:00) ① 第17回子ども絵画コンクール表彰式 ② 対談/映画『PERFECT DAYS』の モデル清掃員と清掃監修者を招いて ③ 映画『PERFECT DAYS』上映(無料)
4	金	*第17回子ども絵画コンクール 【久留米】(作品展示期間:9/25~9/29) 於:久留米市一番街多目的ギャラリー 【北九州】(作品展示期間:10/2~10/6) 於:北九州市水環境館 【福岡】(作品展示期間:10/7~10/13) 於:アクロス福岡2階メッセージホワイエ
8	火	第69回福岡県BM協会ゴルフ会 於:福岡カンツリー倶楽部 和白コース
22	火	13:00~ 第167回理事会 於:県協会会議室 15:00~ 「~はじめての特定技能人材~ 雇用なんでも勉強会」 (オンライン開催)



毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。  
 毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。  
 (申し込みは、該当週の水曜日まで)

## <令和6年度7月分>労働災害発生状況 ※( )内は前年同月の状況

Report  
 労働福祉委員会調査



### ■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	4(3)	7(8)	2(2)		1(1)		1(1)	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人				4			5(2)	24(17)

### ■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	合計
人		1	1(1)	1(1)	4(5)	5(2)	12(8)	24(17)

### ■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	6(2)	5(1)	1(3)	2(2)	8(8)	2(1)		24(17)